

2 自立生活支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能に障害を有し、入浴に介助を必要とする者 (3歳以上) (2) 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	90,000
便器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(学齢児以上) (2) 常時介護を必要とする難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450
頭部保護帽	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのあるもの (2) 重度若しくは最重度の知的障害者又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	主原料がスポンジ及び革のもの 12,768 主原料がスポンジ、革及びプラスチックのもの 30,870
T字状又は棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	障害者(児)が容易に使用し得るもの	3年	木製 2,266 軽金属製 3,090
移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (3歳以上) (2) 下肢が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。) (1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえた、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具であるもの	8年	60,000
特殊便器	(1) 上肢障害2級以上の障害者 (2) 重度又は最重度の知的障害者で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難なもの (3) 上肢機能に障害のある難病患者等	障害者等を介護している者が容易に使用し得る、温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200
火災警報器	(1) 障害等級2級以上の障害者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (2) 重度若しくは最重度の知的障害者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500

自動消火器	(1) 障害等級2級以上の障害者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (2) 重度若しくは最重度の知的障害者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (3) 難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	(1) 視覚障害2級以上の障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(18歳以上) (2) 重度若しくは最重度の知的障害者(知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(18歳以上)	障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上の障害者(学齢児以上)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,000
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(18歳以上)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400
視覚障害者用 誘導装置	視覚障害者であって、音声による誘導を必要とするもの(学齢児以上)	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの	10年	56,000
携帯用信号装置	聴覚障害者であって、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができないもの(学齢児以上)	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので携帯可能なもの	10年	18,000
腰掛便座	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者	次の機能を有するもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)	8年	81,000
車椅子用段差 昇降機	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、常時車椅子を使用し、必要と認められる者(学齢児以上)	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態での昇降が可能なもの	10年	260,000

備考

- 1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であり者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、上肢・下肢又は体幹機能障害に順次取り扱うものとする。
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含むものとする。